

2、甲が乙から紹介された人材を採用する事を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。
採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には当然紹介料は発生しないものとする。又、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第6条（報酬の請求、支払い及び報酬額）

「乙」が「甲」に紹介した採用決定者（求職者）の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む）の25%をご紹介手数料（消費税別）とする。
ご紹介手数料率は採用決定者の能力に応じ、決定されるものとする。
なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

1、乙は本件報酬の発生した日の属する月の末日付けで、甲に対し、報酬の支払いを請求する。

2、甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件報酬を支払うものとする。

第7条（本件報酬の額の見直し）

1、採用決定者の入社後に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約（以下「本件雇用契約」という）に含まれない業務が発生した場合、または、本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙及び採用決定者は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

2、採用決定者の入社後6ヶ月以内に前項の本件雇用契約の変更が行われた場合、甲は、採用決定者の賃金の額の変更に応じ、本件報酬の額を再算定し、その結果、再算定後の本件報酬の額が従前の額を上回る場合は、甲は、乙に対し、その差額（以下「追加報酬」という）を支払うものとする。

3、前項の場合、乙は、本件報酬の額の再算定後速やかに、甲に対し、追加報酬の請求を行う。追加報酬の支払いは、前条規定を準用する。

第8条（採用の決定と通知）

甲は、乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件（賃金・労働時間・業務内容等、甲と採用決定者が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない）を書面、FAXまたはメールにより通知しなければならない。